２２２　登録国債元金（または利子）支払通知書の取扱い

①受入

○　業務局から、支払取まとめ店を経由して、登録国債元金（または利子）支払通知書・登録国債元金（または利子）領収証書用紙の送付を受けたときは、次のことを確かめる。

＊　利子額が「０円」（利付国変動１５年の記号別の適用利率が０％の場合）の明細のみが印字された登録国債利子支払通知書・登録国債利子領収証書用紙は、支払場所（支払取まとめ店経由）には送付されない（ただし、登録国債利子支払案内書は登録記名者等へ送付される）。

＊　利子額が「０円」の明細が印字された登録国債利子支払案内書を受領した登録記名者等から、利子額等についての照会を受けた場合には、適用利率は財務省ホームページに掲載されていること、利子支払は行われないこと、を伝える。

＊　支払取まとめ店が上記元金（利子）支払通知書等を国債代理店へ送付するときは、適宜の方法により授受関係を明らかにしておくこととしている。

⇒　支払取まとめ店・１２０用語の解説・略称参照
⇒　元金（利子）支払通知書・同領収証書用紙・２２３参照

● 元金（利子）支払通知書の支払場所欄に自店の店名が記載されているか

● 自店備付けの登録国債印鑑票に該当分があるか

＊　登録国債の記名者または元利金の受領権者には、別途業務局から登録国債元金（または利子）支払案内書を送付しているので、上記の元金（利子）支払通知書の送付があった旨を国債代理店から記名者などに連絡する必要はない。

元金(利子)支払
案内書例示参照

②整理保管

○　受入れた元金（利子）支払通知書（元金（利子）領収証書用紙を添付）は、袋類に納めるなど散逸しないよう整理し、後記２２３の元利払または２２４の預金口座への振込を行うときまで、適宜の方法により未払分の現在枚数を明らかにして保管する。

＊　未払分の元金（利子）領収証書用紙は、元金（利子）支払通知書と合わせて保管する。

③汚染き損・滅紛失

○　未払分の元金（利子）支払通知書・元金（利子）領収証書用紙を汚染き損し使用不能となったとき、または滅紛失したときは、速やかに業務局国債業務グループに連絡し、その指示により取扱う。

④廃棄	○　未払分の元金（利子）支払通知書・元金（利子）領収証書用紙のうち、元利金の消滅時効期間が満了したものは、速やかに未払分の現在枚数から払出し自店で廃棄する。 ⇒　１４３参照・消滅時効期間の計算方法と消滅時効の特例扱い ＊　元利払手続きが終了した支払済の元金（利子）支払通知書は、現在枚数から払出し、未払分とは区別して用済分として保管（保管期間５年）することとなる。 ⇒　２２３⑤参照・支払済元金(利子)領収証書への支払表示など

元金（利子）支払案内書の例示

〔元金のとき〕

登 録 国 債 元 金 支 払 案 内 書

あて先

〒×××－××××
東京都○○市△△町1－1

○○銀行

殿

償還期日	4-6-20
支払場所	○○銀行○○支店
記　名	○○銀行

日付　4-6-9

日本銀行業務局

この元金は、償還期日以後、支払場所に備付けの領収証書用紙に記名、なつ印（お届け印）のうえ、お受取り下さい。
ただし、あらかじめ元金振込の依頼をされている場合は、支払場所においてご指定の預金口座へ振込みますので、上記手続きは必要ありません。
なお、記載内容等についてのお問合わせは、支払場所または日本銀行業務局あてお願いします。

国 債 名 称	記 号	登 録 番 号	元 金 額
			円
利付国庫債券(20年)	第56回	00128000	*27,500,000

〔利子のとき〕

登　録　国　債　利　子　支　払　案　内　書

日付　4-6-9

日本銀行業務局

あて先

〒×××－××××
三重県○○市△△町1－1

甲野太郎

殿

記　名
甲野太郎

この利子は、支払期日以後、支払場所に備付けの領収証書用紙に記名、なつ印（お届け印）のうえ、お受取り下さい。ただし、あらかじめ利子振込の依頼をされている場合は、支払場所においてご指定の預金口座へ振込みますので、上記手続きは必要ありません。
なお、記載内容等についてのお問合わせは、支払場所または日本銀行業務局あてお願いします。

支払期日	4-6-20

登録番号	61234560

支払場所　○○銀行○○支店

国債名称・記号	年利率	利子額	登録現在額	税区分	所得税率	地方税率
	%	円	千円		%	%
利付国庫債券(20年)　第56回	2.00	275,000	27,500	21	15.315	5.00
合　計		*275,000	27,500			